建築協定基準について、下記の基準以上を定めること。

都市計画課

小聖若しくはこれに代わる柱の面は、道路境界から1.0メートル以上後退させ、 隣接境界線までの距離をできるだけ確保し、ゆとりや潤いのある空間づくりに 努めること。 建築物の高さの最高限度は20メートルとする。かつ建築物の階数は地上5階 建て以下とする。 増工以下とする。 増工以下とする。 周辺との調和に配慮し、基調色はYR系、N系明度5以上、彩度5以下とすること。 周辺との調和に配慮し、基調色はYR系、N系明度5以上、彩度5以下とすること。 屋根の色は、原色を避けて黒又はケレーなどの落ち着いた色とする。 アンプテナ等の設備類は、通りから見えないように配慮すること。 屋根の色は、原色を避けて黒又はケレーなどの落ち着いた色とする。 アンプテナ等の設備類は、通りから見えないように関すること。 上突物全体と調和するよう、形態や意匠及び位置を工夫すること。 上突物を体と調和するよう、形態や意匠及び位置を工夫すること。 連続所に配慮すること。 連続所に配慮すること。 一家地内の緑化に努めるとともに、周辺景観との調和を考慮し、樹木の配置や 樹種の構成に配慮すること。 自己用看板のうち壁面広告物は1カ所とし、表示する壁面の面積の5分の1以下、かつ、1基の表示面積が10平方メートル以下であること。 自己用看板のうち、地上に設置するものは1カ所とし、表示面積が10平方メートル以下であること。 自己用看板のうち、地上に設置するものは1カ所とし、表示面積が10至方メートル以下であること。 また、道路境界から10メートル以上後退させること。 北京 近路境界から10メートル以上後退させること。 地色の彩度は8以下であること。 地で以ば側では、フェンス類と併用する場合のコンクリートブロック、煉瓦造り等の高さは0.5m以下とする。ただし安全上支障のある場合は除く。 門柱については、高さ1.8m以下、両袖合計3.0m以下とする。 建築物については、海さ1.8m以下、両袖合計3.0m以下とする。 建築物については、海さ1.8m以下、両袖合計3.0m以下とする。 建築物については、海は1.8m以下、両袖合計3.0m以下とする。 建築物については、地球温度化防止に取り組むこと。	行為		景観形成基準
配置 隣接境界線までの距離をできるだけ確保し、ゆとりや潤いのある空間づくりに			用途地域
一切	配置		・外壁若しくはこれに代わる柱の面は、道路境界から1.0メートル以上後退させ、
・建築物の高さの最高限度は20メートルとする。かつ建築物の階数は地上5階建て以下とする。 建築物の用途 ・第1種住居地域に準ずること。 ・周辺との調和に配慮し、基調色はYR系、N系明度5以上、彩度5以下とすること。 ・ 個人の自は、原色を避けて黒又はグレーなどの落ち着いた色とする。・ アンテナ等の設備類は、通りから見えないように配慮すること。 ・ 建築物全体と調和するよう、形態や意匠及び位置を工夫すること。 ・ アンテナ等の設備類は、通りから見えないように配慮すること。 ・ 理築物全体と調和するよう、形態や意匠及び位置を工夫すること。 ・ 工夫すること。 ・ 建築物生体と調和するよう、形態や意匠及び位置を工夫すること。 ・ 連続になるよう工夫すること。 ・ 建築物性や調和するよう、形態や意匠及び位置を工夫すること。 ・ 連続に対帯する建築設備類及び物置は、できる限り通りから見えないよう工夫すること。 ・ 動地内の緑化に努めるとともに、周辺景観との調和を考慮し、樹木の配置や格包の構成に配慮すること。 ・ 自己用看板のうち、理面にも物は1カ所とし、表示する壁面の面積の5分の1以下、かつ、1基の表示面積が10平方メートル以下であること。・ 自己用看板のうち、地上に設置するものは1カ所とし、表示面積が1面5平方メートル以下、下あること。・ 自己用看板のうち、地上に設置するものは1カ所とし、表示面積が1面5平方メートル以下、かつ、1基の表示面積が10平方メートル以下であること。・ 非に設置するものは1カ所とし、表示面積が1面5平方メートル以下、かつ、1基の表示面積が10平方メートル以下であること。・ 非の彩度はおいてあること。・ 地色の彩度はおいてあること。・ ・ かき又は柵の構造は、生垣又は自然素材を使用すること。・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			隣接境界線までの距離をできるだけ確保し、ゆとりや潤いのある空間づくりに
高さ・規模 建て以下とする。 建築物の用途 第1種住居地域に準ずること。			努めること。
建築物の用途 第1種住居地域に準ずること。	高さ・規模		・建築物の高さの最高限度は20メートルとする。かつ建築物の階数は地上5階
外壁 ・周辺との調和に配慮し、基調色はYR系、N系明度5以上、彩度5以下とすること。 ・ 周辺との調和に配慮し、基調色はYR系、N系明度5以上、彩度5以下とすること。 ・ 公配屋根を原則とし、形状や配置については周辺との調和に配慮すること。 ・ 定根の色は、原色を避けて黒又はグレーなどの落ち着いた色とする。 ・ アンテナ等の設備類は、通りか5見えないように配慮すること。 ・ 建築物全体と調和するよう、形態や意匠及び位置を工夫すること。 ・ エアコンの室外機や洗濯物等が通りから直接見えにくい構造・意匠となるよう 工夫すること。 屋外階段 ・ 建築物全体と調和するよう、形態や意匠及び位置を工夫すること。 ・ 建物に付帯する建築設備類及び物置は、できる限り通りから見えないよう工夫すること。 ・ 敷地内の緑化に努めるとともに、周辺景観との調和を考慮し、樹木の配置や 樹種の構成に配慮すること。 ・ 向一敷地内の広告物表示面積は、10平方メートル以下であること。 ・ 自己用看板のうち壁面広告物は1カ所とし、表示する壁面の面積の5分の1 以下、かつ、1基の表示面積が10平方メートル以下であること。 ・ 自己用看板のうち、地上に設置するものは1カ所とし、表示面積が1面5平方メートル以下、かつ、1基の表示面積が10平方メートル以下であること。 ・ 自己用看板のうち、地上に設置するものは1カ所とし、表示面積が1面5平方メートル以下、かつ、1基の表示面積が10平方メートル以下であること。 ・ おきりは側側であるままでは、カードルのであること。 ・ 地色の彩度はは以下であること。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			建て以下とする。
外壁 ・周辺との調和に配慮し、基調色はYR系、N系明度5以上、彩度5以下とすること。 ・ 周辺との調和に配慮し、基調色はYR系、N系明度5以上、彩度5以下とすること。 ・ 公配屋根を原則とし、形状や配置については周辺との調和に配慮すること。 ・ 定根の色は、原色を避けて黒又はグレーなどの落ち着いた色とする。 ・ アンテナ等の設備類は、通りか5見えないように配慮すること。 ・ 建築物全体と調和するよう、形態や意匠及び位置を工夫すること。 ・ エアコンの室外機や洗濯物等が通りから直接見えにくい構造・意匠となるよう 工夫すること。 屋外階段 ・ 建築物全体と調和するよう、形態や意匠及び位置を工夫すること。 ・ 建物に付帯する建築設備類及び物置は、できる限り通りから見えないよう工夫すること。 ・ 敷地内の緑化に努めるとともに、周辺景観との調和を考慮し、樹木の配置や 樹種の構成に配慮すること。 ・ 向一敷地内の広告物表示面積は、10平方メートル以下であること。 ・ 自己用看板のうち壁面広告物は1カ所とし、表示する壁面の面積の5分の1 以下、かつ、1基の表示面積が10平方メートル以下であること。 ・ 自己用看板のうち、地上に設置するものは1カ所とし、表示面積が1面5平方メートル以下、かつ、1基の表示面積が10平方メートル以下であること。 ・ 自己用看板のうち、地上に設置するものは1カ所とし、表示面積が1面5平方メートル以下、かつ、1基の表示面積が10平方メートル以下であること。 ・ おきりは側側であるままでは、カードルのであること。 ・ 地色の彩度はは以下であること。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			
外壁	建築物の用途		・第1種住居地域に準ずること。
歴根 屋根の色は、原色を避けて黒又はグレーなどの落ち着いた色とする。アンテナ等の設備類は、通りから見えないように配慮すること。 ・建築物全体と調和するよう、形態や意匠及び位置を工夫すること。・エアコンの室外機や洗濯物等が通りから直接見えにくい構造・意匠となるよう工夫すること。 屋外階段 建築物全体と調和するよう、形態や意匠及び位置を工夫すること。 ・建物に付帯する建築設備類及び物置は、できる限り通りから見えないよう工夫すること。 ・動地内の緑化に努めるとともに、周辺景観との調和を考慮し、樹木の配置や樹種の構成に配慮すること。 ・自己用看板のうち壁面広告物は1カ所とし、表示する壁面の面積の5分の1以下、かつ、1基の表示面積が10平方メートル以下であること。・自己用看板のうち・地上に設置するものは1カ所とし、表示面積が1面5平方メートル以下、であること。・自己用看板のうち、地上に設置するものは1カ所とし、表示面積が1面5平方メートル以下、かつ、1基の表示面積が10平方メートル以下であること。・ ・		外壁	・周辺との調和に配慮し、基調色はYR系、N系明度5以上、彩度5以下とすること。
形態・意		屋根	・勾配屋根を原則とし、形状や配置については周辺との調和に配慮すること。
形態・意			・屋根の色は、原色を避けて黒又はグレーなどの落ち着いた色とする。
正・素材 パルコニー等 ・			・アンテナ等の設備類は、通りから見えないように配慮すること。
工夫すること。 屋外階段 建築物全体と調和するよう、形態や意匠及び位置を工夫すること。 ・建物に付帯する建築設備類及び物置は、できる限り通りから見えないよう工夫すること。 ・敷地内の緑化に努めるとともに、周辺景観との調和を考慮し、樹木の配置や樹種の構成に配慮すること。 ・同一敷地内の広告物表示面積は、10平方メートル以下であること。・自己用看板のうち壁面広告物は1カ所とし、表示する壁面の面積の5分の1以下、かつ、1基の表示面積が10平方メートル以下であること。・自己用看板のうち袖看板は1カ所とし、表示面積の合計が5平方メートル以下であること。・自己用看板のうち、地上に設置するものは1カ所とし、表示面積が1面5平方メートル以下、かつ、1基の表示面積が10平方メートル以下であること。また、道路境界から1.0メートル以上後退させること。・地色の彩度は8以下であること。・・地色の彩度は8以下であること。・・地色の彩度は8以下であること。・・地色の彩度は8以下であること。・・地色の彩度は8以下であること。・・カき又は柵の構造は、生垣又は自然素材を使用すること。・・柵については、フェンス類(高さ1.5m以下、透視可能なもの)とする。・・フェンス類と併用する場合のコンクリートブロック、煉瓦造り等の高さは0.5m以下とする。ただし安全上支障のある場合は除く。・・門柱については、高さ1.8m以下、両袖合計3.0m以下とする。・・建築物については、地球温暖化防いに取り組むこと。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		バルコニー等	
全外階段 建築物全体と調和するよう、形態や意匠及び位置を工夫すること。 建物に付帯する建築設備類及び物置は、できる限り通りから見えないよう工夫すること。 敷地内の緑化に努めるとともに、周辺景観との調和を考慮し、樹木の配置や樹種の構成に配慮すること。 同一敷地内の広告物表示面積は、10平方メートル以下であること。 自己用看板のうち壁面広告物は1カ所とし、表示する壁面の面積の5分の1以下、かつ、1基の表示面積が10平方メートル以下であること。 自己用看板のうち袖看板は1カ所とし、表示面積の合計が5平方メートル以下であること。 自己用看板のうち、地上に設置するものは1カ所とし、表示面積が1面5平方メートル以下、かつ、1基の表示面積が10平方メートル以下であること。 また、道路境界から1.0メートル以上後退させること。 土をの彩度は8以下であること。 ・かき又は柵の構造は、生垣又は自然素材を使用すること。 ・押については、フェンス類(高さ1.5m以下、透視可能なもの)とする。 フェンス類と併用する場合のコンクリートブロック、煉瓦造り等の高さは0.5m以下とする。 ただし安全上支障のある場合は除く。 門柱については、高さ1.8m以下、両袖合計3.0m以下とする。 建築物については、地球温暖化防止に取り組むこと。			・エアコンの室外機や洗濯物等が通りから直接見えにくい構造・意匠となるよう
建築設備 ・建物に付帯する建築設備類及び物置は、できる限り通りから見えないよう工夫すること。 ・敷地内の緑化に努めるとともに、周辺景観との調和を考慮し、樹木の配置や樹種の構成に配慮すること。 ・自己用看板のうち壁面広告物は1カ所とし、表示する壁面の面積の5分の1以下、かつ、1基の表示面積が10平方メートル以下であること。・自己用看板のうち袖看板は1カ所とし、表示面積の合計が5平方メートル以下であること。・自己用看板のうち、地上に設置するものは1カ所とし、表示面積が1面5平方メートル以下、かつ、1基の表示面積が10平方メートル以下であること。また、道路境界から1.0メートル以上後退させること。・地色の彩度は8以下であること。・地色の彩度は8以下であること。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			工夫すること。
大すること。 ・敷地内の緑化に努めるとともに、周辺景観との調和を考慮し、樹木の配置や 樹種の構成に配慮すること。 ・同一敷地内の広告物表示面積は、10平方メートル以下であること。 ・自己用看板のうち壁面広告物は1カ所とし、表示する壁面の面積の5分の1 以下、かつ、1基の表示面積が10平方メートル以下であること。 ・自己用看板のうち袖看板は1カ所とし、表示面積の合計が5平方メートル以下であること。 ・自己用看板のうち、地上に設置するものは1カ所とし、表示面積が1面5平方メートル以下、かつ、1基の表示面積が10平方メートル以下であること。 ・		屋外階段	・建築物全体と調和するよう、形態や意匠及び位置を工夫すること。
大すること。 ・敷地内の緑化に努めるとともに、周辺景観との調和を考慮し、樹木の配置や樹種の構成に配慮すること。 ・同一敷地内の広告物表示面積は、10平方メートル以下であること。・自己用看板のうち壁面広告物は1カ所とし、表示する壁面の面積の5分の1以下、かつ、1基の表示面積が10平方メートル以下であること。・自己用看板のうち袖看板は1カ所とし、表示面積の合計が5平方メートル以下であること。・自己用看板のうち、地上に設置するものは1カ所とし、表示面積が1面5平方メートル以下、かつ、1基の表示面積が10平方メートル以下であること。・自己用看板のうち、地上に設置するものは1カ所とし、表示面積が1面5平方メートル以下、かつ、1基の表示面積が10平方メートル以下であること。また、道路境界から1.0メートル以上後退させること。・地色の彩度は8以下であること。・・地色の彩度は8以下であること。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		建筑设借	・建物に付帯する建築設備類及び物置は、できる限り通りから見えないよう工
外部空間 植栽・緑化 樹種の構成に配慮すること。 ・同一敷地内の広告物表示面積は、10平方メートル以下であること。 ・自己用看板のうち壁面広告物は1カ所とし、表示する壁面の面積の5分の1以下、かつ、1基の表示面積が10平方メートル以下であること。 ・自己用看板のうち袖看板は1カ所とし、表示面積の合計が5平方メートル以下であること。 ・自己用看板のうち、地上に設置するものは1カ所とし、表示面積が1面5平方メートル以下、かつ、1基の表示面積が10平方メートル以下であること。また、道路境界から1.0メートル以上後退させること。・地色の彩度は8以下であること。・・地色の彩度は8以下であること。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	夫すること。
・同一敷地内の広告物表示面積は、10平方メートル以下であること。 ・自己用看板のうち壁面広告物は1カ所とし、表示する壁面の面積の5分の1以下、かつ、1基の表示面積が10平方メートル以下であること。 ・自己用看板のうち袖看板は1カ所とし、表示面積の合計が5平方メートル以下であること。 ・自己用看板のうち、地上に設置するものは1カ所とし、表示面積が1面5平方メートル以下、かつ、1基の表示面積が10平方メートル以下であること。 また、道路境界から1.0メートル以上後退させること。・地色の彩度は8以下であること。 ・かき又は柵の構造は、生垣又は自然素材を使用すること。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			・敷地内の緑化に努めるとともに、周辺景観との調和を考慮し、樹木の配置や
・自己用看板のうち壁面広告物は1カ所とし、表示する壁面の面積の5分の1以下、かつ、1基の表示面積が10平方メートル以下であること。 ・自己用看板のうち袖看板は1カ所とし、表示面積の合計が5平方メートル以下であること。 ・自己用看板のうち、地上に設置するものは1カ所とし、表示面積が1面5平方メートル以下、かつ、1基の表示面積が10平方メートル以下であること。また、道路境界から1.0メートル以上後退させること。・地色の彩度は8以下であること。・地色の彩度は8以下であること。・・地色の彩度は8以下であること。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	外部空間	植栽·緑化	樹種の構成に配慮すること。
・自己用看板のうち壁面広告物は1カ所とし、表示する壁面の面積の5分の1以下、かつ、1基の表示面積が10平方メートル以下であること。 ・自己用看板のうち袖看板は1カ所とし、表示面積の合計が5平方メートル以下であること。 ・自己用看板のうち、地上に設置するものは1カ所とし、表示面積が1面5平方メートル以下、かつ、1基の表示面積が10平方メートル以下であること。また、道路境界から1.0メートル以上後退させること。・地色の彩度は8以下であること。・地色の彩度は8以下であること。・・地色の彩度は8以下であること。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
以下、かつ、1基の表示面積が10平方メートル以下であること。 ・自己用看板のうち袖看板は1カ所とし、表示面積の合計が5平方メートル以下であること。 ・自己用看板のうち、地上に設置するものは1カ所とし、表示面積が1面5平方メートル以下、かつ、1基の表示面積が10平方メートル以下であること。また、道路境界から1.0メートル以上後退させること。・地色の彩度は8以下であること。 ・地色の彩度は8以下であること。 ・かき又は柵の構造は、生垣又は自然素材を使用すること。・柵については、フェンス類(高さ1.5m以下、透視可能なもの)とする。・フェンス類と併用する場合のコンクリートブロック、煉瓦造り等の高さは0.5m以下とする。ただし安全上支障のある場合は除く。・門柱については、高さ1.8m以下、両袖合計3.0m以下とする。・建築物については、地球温暖化防止に取り組むこと。			
広告物 に合われている。 ・自己用看板のうち袖看板は1カ所とし、表示面積の合計が5平方メートル以下であること。 ・自己用看板のうち、地上に設置するものは1カ所とし、表示面積が1面5平方メートル以下、かつ、1基の表示面積が10平方メートル以下であること。 また、道路境界から1.0メートル以上後退させること。 ・地色の彩度は8以下であること。 ・地色の彩度は8以下であること。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		広告物	
本の他 下であること。 ・自己用看板のうち、地上に設置するものは1カ所とし、表示面積が1面5平方メートル以下、かつ、1基の表示面積が10平方メートル以下であること。また、道路境界から1.0メートル以上後退させること。・地色の彩度は8以下であること。 ・かき又は柵の構造は、生垣又は自然素材を使用すること。・柵については、フェンス類(高さ1.5m以下、透視可能なもの)とする。・フェンス類と併用する場合のコンクリートブロック、煉瓦造り等の高さは0.5m以下とする。ただし安全上支障のある場合は除く。・門柱については、高さ1.8m以下、両袖合計3.0m以下とする。・建築物については、地球温暖化防止に取り組むこと。			以下、かつ、1基の表示面積が10平方メートル以下であること。
・自己用看板のうち、地上に設置するものは1カ所とし、表示面積が1面5平方メートル以下、かつ、1基の表示面積が10平方メートル以下であること。また、道路境界から1.0メートル以上後退させること。・地色の彩度は8以下であること。 ・かき又は柵の構造は、生垣又は自然素材を使用すること。・柵については、フェンス類(高さ1.5m以下、透視可能なもの)とする。・フェンス類と併用する場合のコンクリートブロック、煉瓦造り等の高さは0.5m以下とする。ただし安全上支障のある場合は除く。・門柱については、高さ1.8m以下、両袖合計3.0m以下とする。・建築物については、地球温暖化防止に取り組むこと。			·自己用看板のうち袖看板は1カ所とし、表示面積の合計が5平方メートル以
その他 その他 その他 その他 その他 その他 ・地色の彩度は8以下であること。 ・かき又は柵の構造は、生垣又は自然素材を使用すること。 ・柵については、フェンス類(高さ1.5m以下、透視可能なもの)とする。 ・フェンス類と併用する場合のコンクリートブロック、煉瓦造り等の高さは0.5m以下とする。ただし安全上支障のある場合は除く。 ・門柱については、高さ1.8m以下、両袖合計3.0m以下とする。	その他		下であること。
その他 また、道路境界から1.0メートル以上後退させること。 ・地色の彩度は8以下であること。 ・かき又は柵の構造は、生垣又は自然素材を使用すること。 ・柵については、フェンス類(高さ1.5m以下、透視可能なもの)とする。 ・フェンス類と併用する場合のコンクリートブロック、煉瓦造り等の高さは0.5m以下とする。ただし安全上支障のある場合は除く。 ・門柱については、高さ1.8m以下、両袖合計3.0m以下とする。 ・建築物については、地球温暖化防止に取り組むこと。			・自己用看板のうち、地上に設置するものは1カ所とし、表示面積が1面5平方
その他 ・・地色の彩度は8以下であること。 ・・かき又は柵の構造は、生垣又は自然素材を使用すること。 ・・柵については、フェンス類(高さ1.5m以下、透視可能なもの)とする。 ・・フェンス類と併用する場合のコンクリートブロック、煉瓦造り等の高さは0.5m以下とする。ただし安全上支障のある場合は除く。 ・・門柱については、高さ1.8m以下、両袖合計3.0m以下とする。 ・・建築物については、地球温暖化防止に取り組むこと。			メートル以下、かつ、1基の表示面積が10平方メートル以下であること。
・地色の彩度は8以下であること。 ・かき又は柵の構造は、生垣又は自然素材を使用すること。 ・柵については、フェンス類(高さ1.5m以下、透視可能なもの)とする。 ・垣又は柵等 ・フェンス類と併用する場合のコンクリートブロック、煉瓦造り等の高さは0.5m 以下とする。ただし安全上支障のある場合は除く。 ・門柱については、高さ1.8m以下、両袖合計3.0m以下とする。 ・建築物については、地球温暖化防止に取り組むこと。			また、道路境界から1.0メートル以上後退させること。
・柵については、フェンス類(高さ1.5m以下、透視可能なもの)とする。 垣又は柵等 ・フェンス類と併用する場合のコンクリートブロック、煉瓦造り等の高さは0.5m 以下とする。ただし安全上支障のある場合は除く。 ・門柱については、高さ1.8m以下、両袖合計3.0m以下とする。 ・建築物については、地球温暖化防止に取り組むこと。			・地色の彩度は8以下であること。
垣又は柵等 ・フェンス類と併用する場合のコンクリートブロック、煉瓦造り等の高さは0.5m 以下とする。ただし安全上支障のある場合は除く。 ・門柱については、高さ1.8m以下、両袖合計3.0m以下とする。		垣又は柵等	・かき又は柵の構造は、生垣又は自然素材を使用すること。
以下とする。ただし安全上支障のある場合は除く。 ・門柱については、高さ1.8m以下、両袖合計3.0m以下とする。 ・建築物については、地球温暖化防止に取り組むこと。			├-柵については、フェンス類(高さ1.5m以下、透視可能なもの)とする。
・門柱については、高さ1.8m以下、両袖合計3.0m以下とする。 ・建築物については、地球温暖化防止に取り組むこと。			・フェンス類と併用する場合のコンクリートブロック、煉瓦造り等の高さは0.5m
・建築物については、地球温暖化防止に取り組むこと。			以下とする。ただし安全上支障のある場合は除く。
・建築物については、地球温暖化防止に取り組むこと。			
		その他	・建築物については、地球温暖化防止に取り組むこと。